

## I-15. 社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会理事・監事及び評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会の理事・監事及び評議員

員の報酬及び費用弁償等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (理事会及び評議員会への業務・支払額)

第2条 理事・監事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1の額を支払う。

2 会長については、報酬の支払いをもって代えることとし理事会及び評議員会への出席には支払をしない。

### (会長および理事の報酬)

第3条 会長が、法人業務の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

2 理事が、理事会、評議員会以外の日において、会長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払う。

3 理事が常務理事として勤務する場合の報酬については、別表4により給与を支払う。

### (監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払う。

### (出張)

第5条 役員が、法人業務のため県外等へ出張する場合は、「社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会旅費規程」にもとづき旅費を支給する。

### (適用除外)

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員にはこの規定を適用しない。

### (改正)

第7条 この規程の改正については評議員会の決議を要する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 13 日より施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 10 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 30 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 17 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表1（第2条関係）

名 称	報酬及び費用弁償
理事 報酬及び費用弁償	日額報酬 0 円 日額費用弁償 3,000 円
評議員 報酬及び費用弁償	日額報酬 0 円 日額費用弁償 3,000 円
監事 報酬及び費用弁償	日額報酬 0 円 日額費用弁償 3,000 円

別表2（第3条関係）

名 称	報酬及び費用弁償	備 考
会長 報酬および費用弁償	月額報酬 60,000 円 (費用弁償含む)	法人の通常業務に従事 した場合

別表3（第3条および第4条関係）

名 称	報酬及び費用弁償	備 考
理事 ・ 理事報酬	日額報酬 2,000 円 日額費用弁償 1,000 円	法人の通常業務に従事 した場合（1日当たり）
監事 ・ 監事報酬	日額報酬 2,000 円 日額費用弁償 1,000 円	法人の通常業務に従事 した場合（1日当たり）

※ 県外に出張した場合には、日額費用弁償に代わり、鴨川市社会福祉協議会旅費規程による旅費額を支給する。

別表4（第3条関係）

名 称	給 与 の 額	備 考
常務理事	月 額 187,000 円	